

第1回会津若松市農山漁村再生可能エネルギー法協議会 議事録

1. 開催日時 令和元年11月19日(火) 13時30分～15時15分

2. 開催場所 会津若松市役所 河東支所 2階 大会議室

3. 出席者(敬称略)

(1) 委員・・・現在数8名、出席数7名(代理出席1名含む)

株式会社グリーン発電会津 取締役 齋藤 大輔

株式会社ノーリン 代表取締役 齋藤 邦雄

(ウッドチップ工業株式会社)

協同組合福島県木材流通機構 専務理事 宗形 芳明 代理 主査 橋本 知子

会津若松地方森林組合 代表理事組合長 武田 春男

会津若松市区長会 日橋地区会長 外池 勝馬

福島大学 共生システム理工学類 教授 工学博士 佐藤 理夫

会津若松市 市民部長 森川 慎一

(2) オブザーバー

農林水産省 東北農政局 経営事業・支援部

食品企業課 再生可能エネルギー推進係長 武田 温美

福島県 農林水産部 農業担い手課 主任主査 小林 秀樹

福島県 会津農林事務所 森林林業部 林業課長 松崎 洋

グリーン・サーマル株式会社 営業部 課長 鈴木 仁士

会津若松市 農政部 農林課 技査 池田 隼人

(3) 事務局

会津若松市 市民部 環境生活課長 一条 幸子

同 環境生活課 主幹 山内 良隆

同 主査 二瓶 敏郎

4. 次第

1 開会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 農山漁村再生可能エネルギー法について

5 議事

(1) (仮称)会津若松市農山漁村再生可能エネルギー法協議会規約(案)について

(2) 役員を選出について

(3) 「会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画(案)」等について

① 発電事業について

② 基本計画(案)について

5. 会議の概要

| | |
|--------------|--|
| 環境生活課職員 | 1 開会 <開会を宣言> |
| 市民部長 | 2 あいさつ <あいさつ> |
| 環境生活課職員 | 3 出席者紹介 <環境生活課職員より出席者を紹介> <本日の配付資料について出席者に確認> |
| 東北農政局 武田氏 | 4 農山漁村再生可能エネルギー法について <農山漁村再生可能エネルギー法の概要説明> |
| 環境生活課職員 | 只今の概要説明について質問等があれば承ります。 |
| 出席者 | (なし) |
| 環境生活課職員 | 5 議事 ここからは議事に入ります。 議長が選出されていないことから、いったん環境生活課長の一条が議事進行を務させていただきます。 |
| 環境生活課長 | 役員の選出まで、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 |
| 環境生活課長 | (1) 会津若松市農山漁村再生可能エネルギー法協議会規約(案)について これより、会津若松市農山漁村再生可能エネルギー法協議会規約(案)について審議を行います。規約(案)について環境生活課から説明します。 |
| 環境生活課職員 | <規約(案)の説明> 承認された場合、本日付で施行とします。 |
| 環境生活課長 | 質問等があれば、承ります。 |

| | |
|---------|---|
| 佐藤氏 | 規約（案）第5条第4項について、「第2条に掲げる事項」とありますが、これは条文の趣旨から「第4条に掲げる事項」の誤りではないでしょうか。 |
| 環境生活課職員 | ご指摘の通り、協議事項を定めているのは第4条であり、条文は「第4条に掲げる事項」が正しいです。 |
| 外池氏 | 今回は、グリーン発電会津の木質バイオマス発電に関して協議会が開催されていますが、今後、別の発電事業者が現れ、協議が必要となった場合、新たな協議会を設立することになるのでしょうか。 |
| 環境生活課職員 | 東北農政局にも確認しましたが、今後、グリーン発電会津とは別の発電事業者から基本計画作成の提案があった場合には、新たな協議会を設立するのではなく、基本的には規約や基本計画の変更で対応することを予定しています。 |
| 外池氏 | 規約（案）第5条第1項第1号の「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」だけが変わるということでしょうか。 |
| 環境生活課職員 | 協議会の委員そのものは変わらず、部会を設け、その部会で別の発電事業に関する協議を行うこととなります。部会で決定したことを協議会として改めて決定するという流れになります。 |
| 外池氏 | 例えば、他地区での発電事業に関する協議が行われる場合、関係住民という枠はどうなるのでしょうか。 |
| 環境生活課職員 | 他地区での発電事業に関する協議が行われる場合、部会を設置し、その部会にその地区の関係住民に所属してもらうこととなります。 |
| 外池氏 | 任期の間は、委員は変わらないということでしょうか。 |
| 環境生活課職員 | その通りです。 |
| 環境生活課長 | ほかに質問等がなければ、ここで皆様に諮ります。 ご意見があった通り、規約（案）について、第5条第4項「第2条に掲げる事項」を「第4条に掲げる事項」に修正の上、承認するということがいかがでしょうか。 |
| 出席者 | 異議なし。 |

| | |
|-------------------|---|
| 環境生活課長 | <p>一部修正の上、規約が承認されました。配付資料の（仮称）と（案）を削除してください。</p> <p>また、ここで本日の出席者数について報告します。</p> <p>本日、委員8名中、7名の出席および代理出席があり、委員の過半数の出席があるため、今承認された規約第12条第1項に基づき、会議が成立していることを報告します。</p> |
| 事務局長 （環境生活課長） | <p>（2）役員の選出について</p> <p>次に役員の選出に入ります。</p> <p>規約第7条第2項において、正副会長は「委員の互選により選出する」と規定されていることから、委員の皆様を選出をお願いしたいと思います。意見等があれば承ります。</p> |
| 橋本代理委員 （農林漁業者） | 事務局一任。 |
| 事務局長 | 今ほど事務局一任という意見がありましたが、いかがでしょうか。 |
| 委 員 | 異議なし。 |
| 事務局 | <p>では事務局より、役員案を提案します。</p> <p>会長に、学識経験者から、 福島大学 共生システム理工学類 教授 工学博士 佐藤 理夫 様</p> <p>副会長に、関係住民から、 会津若松市区長会 日橋地区会長 外池 勝馬 様</p> <p>をお願いしたいと考えております。</p> |
| 事務局長 | 只今の事務局案について、委員の皆様いかがでしょうか。 |
| 委 員 | 異議なし。 |
| 事務局長 | <p>異議なしとのことですので、佐藤委員に会長、外池委員に副会長をお願いしたいと思います。</p> <p><佐藤会長は議長席に移動></p> |
| 事務局長 | 役員を代表して、佐藤会長から一言ごあいさつをお願いいたします。 |
| 会 長 | <会長あいさつ> |

事務局長

規約第 11 条第 1 項の規定により、会長が本協議会の議長を務めることとされております。ここからは、佐藤会長、よろしく願いいたします。

(3) 「会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画（案）」等について

議長

これより議長を務めさせていただきますので、協力をお願いいたします。議事に入る前に、本協議会議事録の公開について委員の皆様にご挨拶いたします。本協議会については、規約第 13 条第 3 項に基づき、運営の透明性を確保するため、原則として、議事録を事務局および会津若松市ホームページで公開することとしたいと思っております。

なお、議事録公開にあたっては、公表された場合、特定の者に不利益が生じるおそれがある情報等は非公表としたいと思っております。このことについて意見等はありませんでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしとのことですので、議事録の公開については只今了承いただいた通りとさせていただきます。

次第に従い、「会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画（案）」等を議題とします。

まず、設備整備者である株式会社グリーン発電会津から、発電事業の概要等について説明をお願いします。

齋藤大輔委員
(設備整備者)

【事業経過について】

- ・会津地域では、年間約 1,300ha の森林経営計画が策定され、間伐は年 300～400ha、主伐材は 7 万トン強規模の林業経営が行われている中、雪害木などの未利用材も多く発生。
- ・こうした中、関係会社の株式会社ノーリンでは、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて会津若松地方森林組合様などとともに、未利用材の試験集荷を実施。
- ・林野庁の補助金なども活用しながら、平成 23 年度実績として年間 7 万トンの未利用材が集荷できたことから、事業化を決定。
- ・平成 23 年 1 月には、送電のため、東北電力に特高負担金を納入するとともに、会津若松市の企業立地課と協議を行い、河東工業団地への立地を決定。
- ・こうした取組については、当初森林資源の有効活用が主な目的であったが、東日本大震災以降、固定価格買取制度が創設されたことで、地域の森林資源の有効利用と再生可能エネルギー発電事業が弊社の取組の両輪となった。

【発電事業について】

- ・弊社の発電所は地域資源循環の需要口となっており、（出力制御により）発電側の事情で発電がストップしてしまうと、森林経営計画に基づく森林資源の有効活用のサイクルがストップしてしまう。

- ・安定供給が可能な再生可能エネルギーであるという木質バイオマス発電の特色を生かして、災害時の電力供給を含め、地域への直接送電によるマイクログリッド化について、スマートシティ推進協議会において検討中であり、こうした取組を担保するためにも、電力の安定供給を継続していくことが重要。
- ・弊社の発電量は資源量がアップパーであるが、年間約4万MWh、約1万世帯分の消費電力に相当する電力の送電が可能。
- ・電力については、公共性の高い施設等への供給を進めていきたい。会津若松市の公共施設の一部にはすでに弊社発電所からの電力を供給しているが、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく協議会では、こうした地域への電力供給についても話し合うことができるため、有効であると考えている。
- ・このように、弊社では、地域の森林資源の有効利用と再生可能エネルギー発電事業、地域マイクログリッド化に取り組んでいる。

議 長

只今の説明についての質問等については後ほど一括してうかがわせていただきますので、引き続き、「基本計画（案）」について事務局から説明を求めます。

事務局

<「基本計画（案）」の説明>

議 長

これまでの説明について質問等があれば、承ります。
なお、今回はオブザーバーの皆様からの質問等も認めます。

齋藤大輔委員
（設備整備者）

「基本計画（案）」7（1）における「6～7万トンの未利用材等」という文言の「等」の解釈は、FIT制度を前提としているという理解でよろしいでしょうか。

というのも、弊社の発電事業は輸入材で成り立っているものではないことから、その点を確認したいと思います。

なお、最近の台風被害により災害廃棄物が発生し、県内の他の木質バイオマス発電所では受け入れを見込んでいます。国のガイドラインにおいては、災害廃棄物は輸入材と同じ扱いにはならないとされていることから、今後、弊社でも受け入れる可能性があります。

事務局

ご理解のとおり、この部分では、FIT制度で定められている未利用材の割合を想定しております。

議 長

FIT制度上の「間伐材等由来の木質バイオマス」という枠内という理解でよろしいでしょうか。

事務局

その通りです。

| | |
|-------------------|---|
| 齋藤大輔委員 (設備整備者) | 弊社ではありませんが、燃料として輸入材が大量になった場合には、事業の趣旨が異なり、地域資源バイオマスということではなくなってしまうことから、今回の「基本計画(案)」から外れてしまうという理解でよろしいでしょうか。 |
| 事務局 | その通りです。 |
| 齋藤大輔委員 (設備整備者) | 場合によっては、災害廃棄物のように、受け入れざるを得ない場合もあることから、確認させていただきました。 |
| 議 長 | 「等」という文言にはさまざまな解釈の余地があるため、確認しておくことは重要だと思います。 さて、先ほど、外池委員から質問がありました件について、今後、別の発電事業に関する協議を行う必要が出てきた場合、部会を設けるという説明がありました。本協議会が親会議として規模が大きくなっていくという理解でよろしいでしょうか。 |
| 事務局 | その通りです。 その場合、規約の変更が必要となりますが、承認いただいた規約では書面議決で規約変更ができることとされておりますので、現在の委員の方に書面でご承認をいただくことを考えております。 |
| 議 長 | 今後、別の発電事業に関して協議を行う予定や計画がありますか。 |
| 事務局 | 今のところ、ありません。 |
| 外池委員 (関係住民) | 現在協議している「基本計画(案)」について、(案)が取れるのはいつの段階になるのでしょうか。 |
| 事務局 | 協議いただいています「基本計画(案)」はあくまで会津若松市としての計画であるため、市で正式に決定した後に(案)が取れることとなります。 |
| 議 長 | 協議会としては、「基本計画(案)」について意見を出し、できれば決定するというスタンスで協議しますが、市として、さらに修正することもあるということでしょうか。 |
| 事務局 | その通りです。 |
| 議 長 | 今回の「基本計画(案)」は国のガイドライン等を踏まえ、事務局で作成したものと思いますが、6については、太陽光発電や風力発電を前提にした |

内容のように読み取れます。今回の「基本計画（案）」の趣旨は林業振興であることから、もう少し、林業という視点を取り入れたほうがよいように思います。この部分は、発電事業だけでなく、全体のスキームを通じた方針を記載しているという理解でよろしいでしょうか。

事務局

その通りです。この部分では、伐採から発電に至るまで、豊かな山林を維持することを方針として定めています。

議長

ほかに質問等ありますでしょうか。国県からも発言をお願いしたいと思います。

東北農政局
武田氏

「基本計画（案）」については事前に確認し、とくに問題はないものと考えています。詳細については設備整備計画で定めることになるとは思いますが、設備整備計画が認定された後には、年1回程度、協議会を開催し、進捗について確認しながら、事業を進めていってほしいと思います。

県農業担い手課
小林氏

「基本計画（案）」については、会津若松市で他自治体の事例を参考に作成されたとのことで、とくに問題はないものと考えています。農山漁村再生可能エネルギー法のメリットの一つとして、農地転用の不許可の例外があり、その関係から県農業担い手課からオブザーバーとして参加しております。今回は既存事業者に関する「基本計画（案）」であり、農地転用の計画はないとのことで、農地転用の観点からも、とくに問題はないものと考えています。

県会津農林事務所
松崎氏

当課では会津地域の林業関係を担当しております。年間発電量や未利用材の利用目標は実績に基づくものと確認しました。林業振興のため、可能であれば、グリーン発電会津にはさらなる拡大も期待したいと考えています。

議長

オブザーバーの国県から、後押しの発言をいただいたと思います。とくに県には、良い事例として他地域への波及に向け、機運を高めてほしいと思います。

ほかにありますか。

齋藤大輔委員
(設備整備者)

現在、会津若松市から土地を借りて、弊社発電所からの廃温水を試験的に利用しています。設備整備計画の認定を受けた場合、廃温水利用や熱利用を進める用地として、河東工業団地周辺の第一種農地の転用が可能となるのでしょうか。

県農業担い手課
小林氏

農山漁村再生可能エネルギー法により、農地転用の不許可の例外となるのは、第一種農地のうち再生利用困難な荒廃農地に限定されています。具体的には、会津若松市農業委員会が実施する農地利用状況調査または荒廃農地調査において、B分類の農地またはA分類の農地のうち今後も利用する見込みがない農地に限定されていますので、農業委員会に確認してください。

齋藤大輔委員
(設備整備者)

弊社発電所から発生する焼却灰は現在、木質バイオマス100%であっても、産業廃棄物として、市のごみ焼却施設から発生する焼却灰と同じ取り扱いになっています。他県の木質バイオマス発電所では、試験的に焼却灰を肥料化しているところもあり、弊社からの焼却灰も肥料化することで地域の農業に貢献することができるのではないかと考えています。

弊社の設備整備計画が認定された場合、地域資源バイオマス発電として認められることを意味することから、肥料化に向けて、弊社発電所から発生する焼却灰を地域の森林から発生した木質バイオマスの焼却灰として取り扱ってもらうことはできるのでしょうか。

東北農政局
武田氏

今回答える材料を持ち合わせていないので、改めて確認したいと思いますが、農山漁村再生可能エネルギー法活用のメリットにそのような特例措置はないと思います。

議 長

草木灰はミネラルのバランスがよく、管理が適切にされていれば、肥料として価値が高いものであるという認識はあると思いますが、現在は産業廃棄物として処理しているのが現状だと思います。

問題はどこまで手間をかけて、成分の安全性の確認を行うかだと思います。加えて、地域の農業団体など販路を確保することができれば、有価物または有価物の原料としての循環が成立すると思います。

東北農政局資料の16ページには、農林水産業の発展に資する取組の例として「肥料代の節減」という文言があり、只今のお話につながるものと思います。

焼却灰の肥料化と設備整備計画の認定は直結するものではありませんが、設備整備計画の認定により、会津若松市の計画に基づく木質バイオマス発電所という位置づけとなることから、行政とのやりとりもスムーズになり、肥料化にもつながるのではないのでしょうか。

齋藤大輔委員
(設備整備者)

焼却灰の肥料化について各所に相談する中で、なぜそもそも発電を行っているのかと聞かれ、話が進まないこともありましたが。設備整備計画の認定をきっかけに、肥料化など、資源やエネルギーの地産地消についても進めていければと思います。

議 長

肥料には様々な認証があり、農業者としては、なかなか見慣れない肥料は使いにくいという現状があると思います。他の自治体では、行政が整備する公園など、他人の口に入らないものに焼却灰肥料を使用しているという例があり、まずは敷居が低いところから始めるのもよいと思います。

齋藤大輔委員
(設備整備者)

民有林の再生林の義務化を受けて、幼苗を栽培する林業者が増えています。肥料分が足りないという話を聞いています。そうした林業者に肥料を供給することも考えています。

自治体での使用までいかなくとも、こうした例を積み重ね、地域のエネルギーの担い手として、資源の地域循環を行っていきたいと思います。

議 長

エネルギーだけでなく、ミネラルの循環が進むことは本来理想的であり、個人的にもぜひ進めてほしいと思います。他方、農業には様々な制約もあるかと思いますが、一点突破ではなく、市役所の協力を得ながら、円滑に進めていってほしいと思います。

また、会津は放射線の問題が比較的小さいため、他地域に比べ、肥料化に取り組みやすいと思います。

ほかに質問等ありますでしょうか。

武田委員
(農林漁業団体)

現在、会津の各地で木質バイオマスボイラーによる温水施設を建設する動きがあります。こうした中、今回の「基本計画(案)」には、年間6～7万トンの未利用材等を利用するとの記載がありますが、場合によっては原料となる木材が取り合いになるということもあり得ると思います。なにかしら競合しない工夫や線引きなどはないのでしょうか。

議 長

今回の「基本計画(案)」に直接競合するような事業はないとは思いますが、そうした中小規模の木質バイオマスボイラー施設が数多く作られれば、可能性はあるとは思いますが。

齋藤邦雄委員
(農林漁業者)

会津の各地で、補助金を活用して、木質バイオマスボイラーを建設する計画があることは把握しています。ただし、将来にわたって事業として採算がとれるかどうか疑問があります。弊社でも事業開始当初は補助金を活用しましたが、事業開始前には、木質バイオマスボイラーをはじめ、どのようなことができるのか様々研究した経過があります。その結果、将来にわたって事業性を確保するためには、FIT制度を活用する必要があるという判断のもとで、木質バイオマス発電事業を開始しました。現在、様々な補助金のメニューがありますが、補助金がなければ回らない事業に取り組むのではなく、将来にわたって継続していくため、事業性を確保することが重要だと思います。

ではどうすればよいかといえば、常々申し上げていますが、既存のものも含め、林道の幅を広げるなど整備を進めるべきであると考えています。林道をさらに整備すれば、原料となる木材はさらに出てくると思います。

議 長

今のところ、今回の「基本計画(案)」に直接競合するような事業はありませんが、今後、大規模な案件が計画されるようなことがあれば、山の資源はまだ豊富にあるということですので、林道の整備も併せて取り組んでいってほしいというご意見であろうかと思いますが。

これからも木質バイオマスの活用は進んでいくと思います。また、重油などの価格が上がれば、木質バイオマスボイラーを作ろうという話が浮上する傾向にあります。その意味で、今回の協議会を1回限りのものとするのではなく、地域全体での意見交換の場としていくことも重要かと思いますが。

ほかに質問等ありますでしょうか。

出席者

(なし)

議 長

議事の中で、「基本計画（案）」そのものについては、文言の意図の確認以外には、質疑はなかったかと思えます。
それでは、修正なしで、今回の「基本計画（案）」を承認することによってよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしとのことですので、「会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画（案）」は事務局案のとおり承認されました。
ここで委員の皆様から何かありますか。

委 員

(なし)

議 長

それではこれにて議長の任を解かせていただきます。

6 その他

事務局

<議事録の確認、今後の予定等の説明>

7 閉会

事務局

<閉会を宣言>